

農業用倉庫等の現地調査について

農業委員会では令和3年度から令和5年度にかけて、農地一筆毎の利用状況調査を実施しましたが、その調査において町内各地で農地内に農業用倉庫や農機具車庫などの建物物件など、多数の違反転用物件が見受けられました。

農地に農業用倉庫や農機具車庫などを設置する場合、200㎡以下の場合は農地転用の許可は不要ですが、農業委員会へ事前届出と設置後の登記地目の変更や建物登記を行う必要があります（農地法による）が、大多数の建物等が未届出であり、また登記地目が変更されずに長期間が経過している状況です。

この状況を受け、農業委員会ではこれらの物件のある土地の調査・確定を行い、非農地判断として農地台帳から除外するとともに、関係機関（町税務課等）に対して通知することといたしました。

そのため、農地利用最適化推進委員が、現地調査と確認のため、関係する物件の土地に立ち入ることとなりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

1. 調査期間 令和6年1月から4月
2. 調査員 地区担当の農地利用最適化推進委員
3. その他
 - (1) 耕作目的のパイプハウスや鉄骨ハウスなどは農地転用の対象とはなりません（農地のままの施設設置が認められています）が、ハウス内を耕作以外で使用する場合は農地転用扱いとなり、農地からの除外もしくは施設撤去命令の対象となります。
 - (2) 調査状況に応じて、調査員が土地・建物等の所有者に聞き取り等を行う場合がありますので、その際にご協力願います。
 - (3) 倉庫・車庫等のある土地は、農地から宅地とみなし税務課へ通知します（登記地目の変更はご自身で行っていただきます）。

参 考

【農地の定義】

- 1 「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう
- 2 「耕作」とは、土地に労費を加え肥培管理行って作物を栽培することをいう

【農業ハウス等の農地法上の取り扱い】

農業ハウス等が建てられる土地については、農地を形状変更せず、耕作可能な状態が保たれているものは、農地法上の農地に該当する一方、コンクリート等で地固めし、耕作できない状態になっているものは農地に該当しない。

【農地へのコンクリート等の設置が認められる特例】

■ 1 底面を全面コンクリートで覆った農業用ハウス等 (農作物栽培高度化施設 ※1)

※1 農作物の栽培の用に供する施設であって、農作物の栽培の効率化又は高度化を図るためのもののうち、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないものとして農林水産省令で定めるもの

■ 2 農作物の栽培のために必要不可欠な通路等 (※2)

※2 例1 農作業上必要な舗装された通路及び進入路

例2 農作物の栽培に用いる堆肥・養土の置場

例3 温室等における農作物の栽培のために通常必要な機材・設備の設置場所

ご心配・ご不明な点がございましたら、お近くの農業委員や農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局までお問合せください。